

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		管舎役 32		科 項 目 目 目 細分		防衛力基盤強化推進費 管舎費 管舎維持費(雑役務費)	
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄					
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係	
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係								
										契約方式	一般 指 随 名 意	根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号				
行 為 名 称		算 出 内 訳			時期、 場所、 人員、 その他												
井戸保守点検		一式			仕様書のとおり					選 定 業 者			契 約 条 件				
										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎				
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分					
備考									入札日時		年 月 日 時 分						
	課室名	管理施設課			要求者氏名	西村 拓也		電話番号	2073								

仕 様 書

調達要求番号

管舎役32

品 名

数 量

備

考

井戸保守点検

一式

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、井戸保守点検（以下「本業務」という。）について適用する。

2 業務に関する要求

(1) 業務条件

ア 本業務は、本仕様書により実施するものとする。

イ 実施場所 井戸ポンプ室（別図参照）

ウ 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間

エ 実施日

年4回（6月、9月、12月、3月）

オ 実施時間

平日0900から1700までとする。

カ 受託者側従事者（以下「従事者」という。）の資格

さく井技能士の資格を有する者。

(2) 役務内容

別表第1のとおりとする。

3 受託者の責任

(1) 本業務を円滑に実施するために、受託者は管理責任者（従事者が2名以上の場合のみ、作業に支障のない限りにおいて従事者との兼務を妨げない。）を置くこと。

管理責任者の任務等は別紙第1「管理責任者の任務」のとおりとする。

(2) 管理責任者は、委託内容について確認し、改善事項があれば適切な処置（指導）を講じ、業務の停滞を招かないようにすること。

(3) 受託者は、契約後速やかに別紙第2「令和7年度従事予定者名簿」を契約担当官等へ提出するものとし、従事予定者に変更がある場合についても同様とする。

なお、作業日程等を変更する必要がある場合には、契約担当官等と協議のうえ、日程等の変更ができるものとする。

4 報告事項

- (1) 受託者は、業務終了後に別紙第3「業務日誌」及び別表第2「点検報告書」を、作成・確認し、契約担当官等に提出すること。
- (2) 受託者は業務完了後、請求書提出とともに「役務完了届（3部）」を作成し、検査官へ提出するものとする。

5 負担区分

本業務に必要な光熱水料等については、官側支給する。ただし、薬品（次亜塩素酸ナトリウム12%溶液）400Kg及び残塩計フィルタ24本については受託者負担とする。

6 守秘義務の遵守

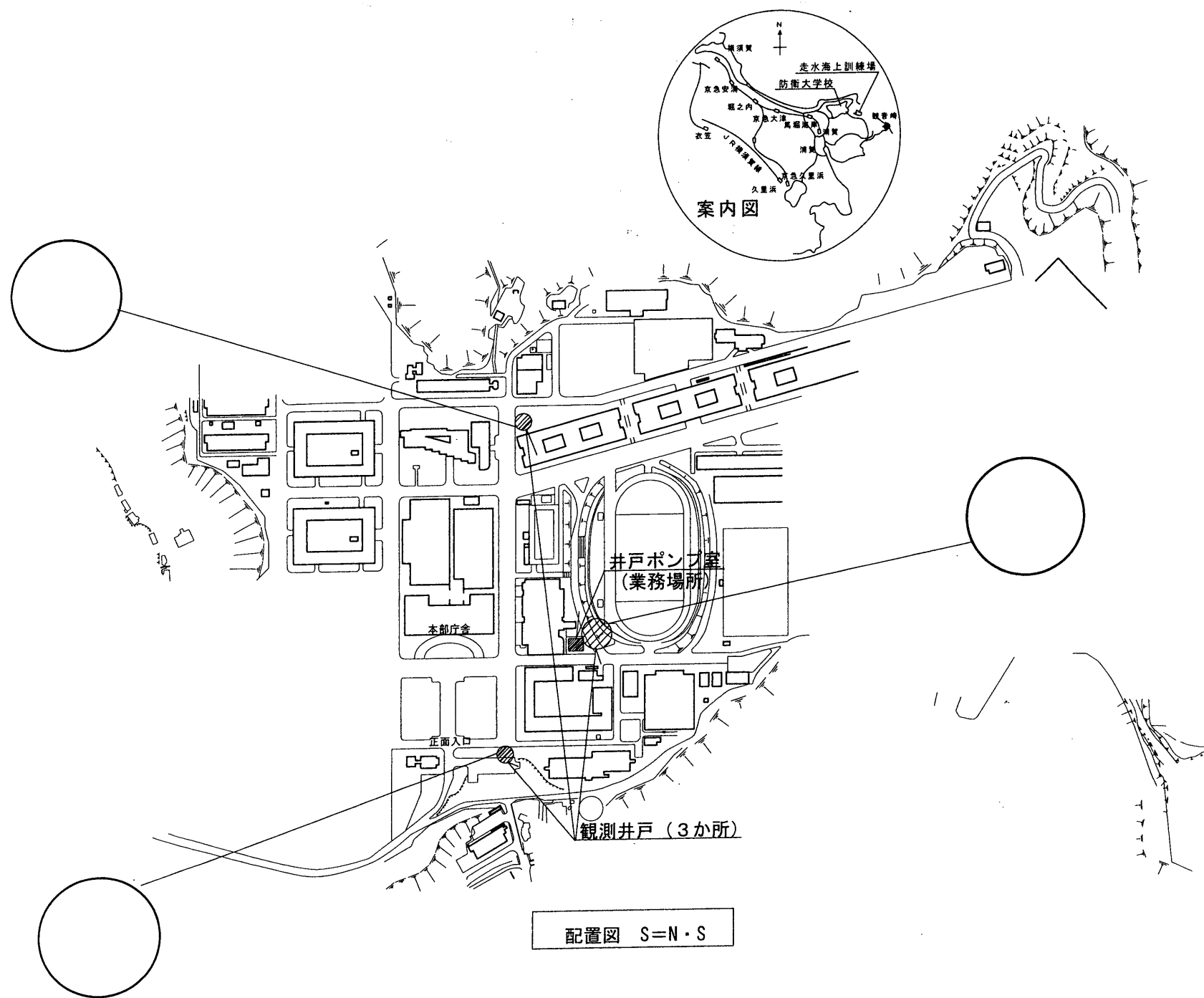
受託者、管理責任者及び従事者は、業務上知り得た業務内容に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後及び契約解除後も同様とする。

7 監督・検査

検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領により実施するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は契約締結後、本業務を支障なく実施するための現状の施設及び機器等の確認を行い、従事者がこれに基づいて円滑に作業をできるよう適切な教育・訓練を実施すること。
また、従事者の校内への立ち入り、車両の乗り入れ等諸手続きは官側規則に基づいて行うこと。
- (2) 管理責任者及び従事者は、本業務を円滑に実施するために、受託者の負担により名札（写真入り）を着用するとともに、受託者が発行する身分証明書を常時携帯するものとする。
- (3) 受託者、管理責任者及び従事者は、業務に関する仕様書及び官側が提供する資料等の関係資料を官側の許可なしに履行場所以外に持ち出し、または複写・複製してはならない。
- (4) 受託者、管理責任者及び従事者は、本業務の実施に影響を与えると思われる事故・事件・災害等の緊急事態が発生した場合は、官側との連携を密にし、状況に応じた適切な対応をとるものとする。
- (5) 受託者は、管理責任者及び従事者の労務災害及び労務管理に関する全ての事項の責任を負うものとする。
- (6) 既存施設等の保護には十分注意すること。万一破損又は汚損させた場合は、受託者の費用負担において速やかに補修等を行い、原状回復すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項等及び疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議のうえ決定するものとする。



管理責任者の任務

1 配置目的

井戸保守点検を円滑に実施するために管理責任者を置く。

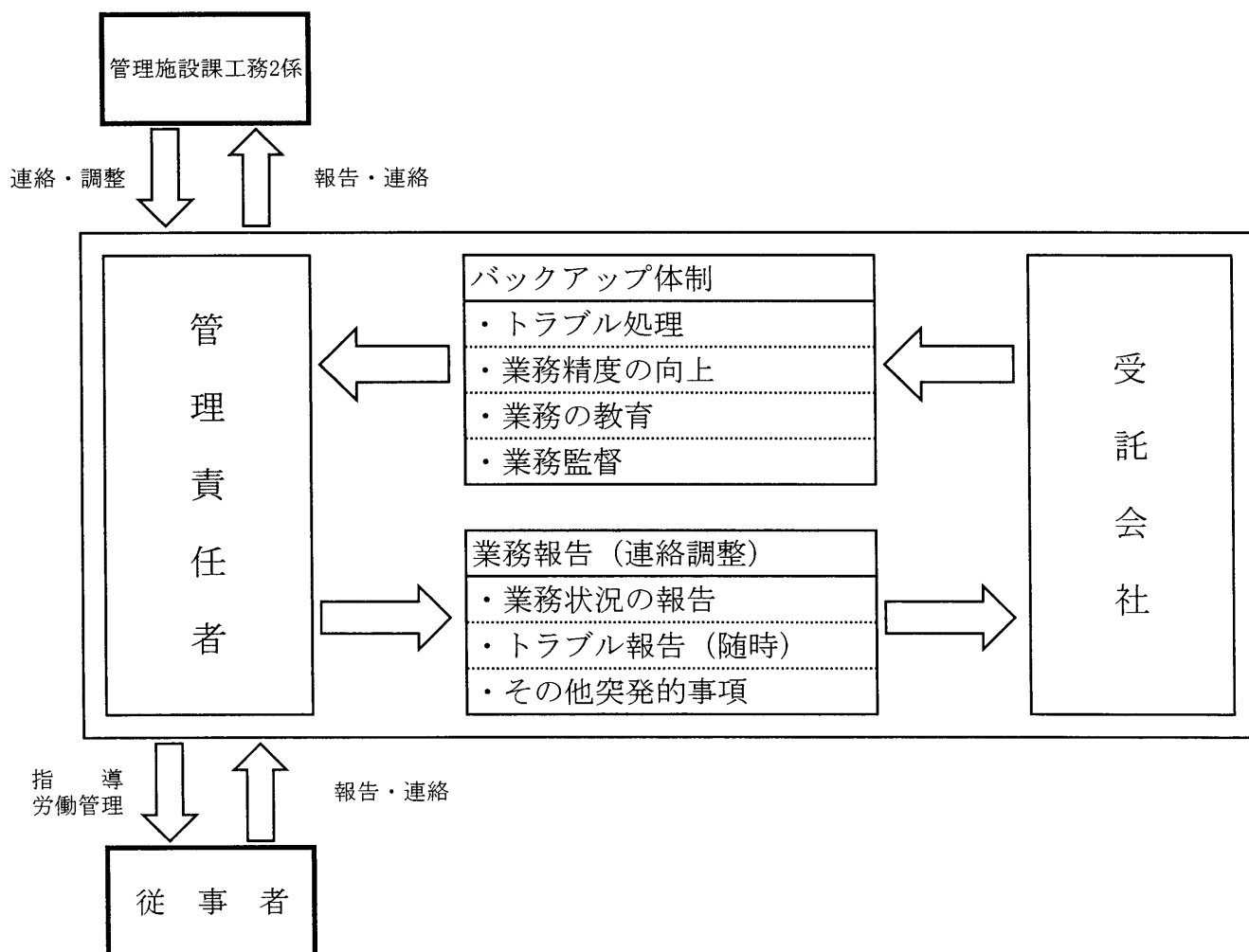
2 任務

- (1) 従事者の出退勤管理を含む労働時間等の管理及び業務遂行に関する指示等
- (2) 官側との本業務に係る交渉等
- (3) 業務日誌及び業務委託実施記録表の提出

3 管理責任者の要件

- (1) 作業全般を統括管理する能力を有し、従事者を監督指導できること。
- (2) 官側と速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
- (3) 管理責任者の休暇等に対応したシフトの管理ができること。
- (4) 従事者 2 名以上に限り、上記責任が遂行できることを条件として、従事者との兼任を妨げない（従事者 1 名の場合は管理責任者との兼任はできない。）。

4 管理連絡体制



令和 年 月 日 提出

令和 7 年度従事予定者名簿

会社等所在地：

会 社 等 名：

代 表 者 名：

担 当 者 名：

件 名：井戸保守点検

従事場所：防衛大学校井戸ポンプ室

No.	氏名	性別	年齢	備考（参考：資格の有無・経験年数）
1				管理責任者
2				管理責任者代理
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注：従事予定者について変更がある場合は、その都度修正・提出する。なお、従事者の変更に関しては、備考欄に記述する。（例：「防大太郎」から変更）

業務日誌

確認者

令和 年 月 日 曜日				作業者氏名			
作 業 時 間							
作業場所			作業内容				
備考							

役務内容

1. 対象別作業内容

対象設備	対 象 項 目	作 業 内 容
【水源】		
孔内確認	静水位の確認	孔内水位の確認
	運転水位の確認	孔内水位の確認
揚水ポンプ	電気特性点検	絶縁抵抗測定
	能力確認点検	供給電源電圧測定
		運転電流（締切・通常）測定
		吐出圧力（締切・通常）測定
		揚水量によるポンプ能力確認
	ピットレスユニット	ハンドルの開閉状況確認
	流量計	揚水量（積算）確認
水位測定装置	水位検出器	作動状況の確認
【機械室内設備】		
除砂装置	本体及び付属機器	目視確認
	配管類	目視確認
	弁類	作動及び機能点検
	排砂弁	作動及び機能点検
	排砂箱	目視点検及び清掃
送水ポンプ#1	電気特性点検	絶縁抵抗測定
	能力確認点検	供給電源電圧測定
		運転電流（締切・通常）測定
		吐出圧力（締切・通常）測定
		送水量によるポンプ能力確認
送水ポンプ#2	電気特性点検	絶縁抵抗測定
	能力確認点検	供給電源電圧測定
		運転電流（締切・通常）測定
		吐出圧力（締切・通常）測定
		送水量によるポンプ能力確認
滅菌設備	薬液タンク	目視確認
		薬品補充量(100kg×4回=400kg)
		(次亜塩素酸ナトリウム12%溶液)
		薬品残量確認
	薬注ポンプ#1	目視・作動確認
	薬注ポンプ#2	目視・作動確認
	自動残塩計#1	目視・作動確認
	自動残塩計#2	目視・作動確認
		警報設定残留塩素濃度（上限）
		警報設定残留塩素濃度（下限）
		残塩計フィルタ補充2台×3本×4回=24本
制御盤	本体及び付属機器	目視確認（表示灯、自動制御）
		警報確認
電灯設備		目視確認
換気設備		目視確認
室内清掃		

対象設備	対 象 項 目	作 業 内 容
【屋外設備】		
受水槽	水位電極確認含む	外観目視確認・マンホール開放による内部確認
配管・電気		目視確認
流量計		送水量（積算）確認
信号中継盤		目視確認
貯水槽	水位電極確認含む	マンホール開放による内部確認

2. 観測井のモニタリングデータの整頓・作成

別図に示す観測井戸3か所のモニタリングデータについて、年2回、〔応用地質(株)製〕S&DL mini Model 4800のデータを回収しエクセルデータに変換した結果を報告すること。
 なお、時期及び報告書式については契約担当官等と協議のうえ決定するものとする。

3. 原水水質検査

年1回、井戸原水を採取し、別表第3に示す飲料水測定項目及び基準値に基づきPFAS・PFOAを含む水質検査を実施しその結果を報告すること。

点検報告書

点検日：

点検者：

対象設備	検査項目	検査内容	測定値		判定	備考 (処置及び報告書等)
			単位	測定値		
【水源】						
孔内確認	静水位の確認	孔内水位の確認	m			
	運転水位の確認	孔内水位の確認	m			
揚水ポンプ	電気特性点検	絶縁抵抗測定	MΩ			
	能力確認点検	供給電源電圧	V			
		運転電流（締切）	A			
		運転電流（通常）	A			
		吐出圧力（締切）	MPa			
		吐出圧力（通常）	MPa			
		揚水量によるポンプ能力確認	l/min			
	ピットレスユニット	ハンドルの開閉状況				
	流量計	揚水量（積算）確認	m³			
水位測定装置	水位検出器	作動状況の確認				
【機械室内設備】						
除砂装置	本体及び付属機器	目視確認				
	配管類	目視確認				
	弁類	作動及び機能点検				
	排砂弁	作動及び機能点検				
	排砂箱	目視点検及び清掃				
送水ポンプ#1	電気特性点検	絶縁抵抗測定	MΩ			
	能力確認点検	供給電源電圧	V			
		運転電流（締切）	A			
		運転電流（通常）	A			
		吐出圧力（締切）	MPa			
		吐出圧力（通常）	MPa			
		送水量によるポンプ能力確認	l/min			
送水ポンプ#2	電気特性点検	絶縁抵抗測定	MΩ			
	能力確認点検	供給電源電圧	V			
		運転電流（締切）	A			
		運転電流（通常）	A			
		吐出圧力（締切）	MPa			
		吐出圧力（通常）	MPa			
		送水量によるポンプ能力確認	l/min			
滅菌設備	薬液タンク	目視確認				
		薬品補充量	kg			
		薬品残量	kg			
	薬注ポンプ#1	目視確認				
		作動確認				
	薬注ポンプ#2	目視確認				
		作動確認				

点検報告書

点検日：

点検者：

対象設備	検 査 項 目	検 査 内 容	測 定 値		判定	備 考 (処置及び報告書等)
			単位	測定値		
	自動残塩計#1	目視確認				
		作動確認				
	自動残塩計#2	目視確認				
		作動確認				
		警報設定残留塩素濃度（上限）	mg/l			
		警報設定残留塩素濃度（下限）	mg/l			
制御盤	本体及び付属機器	目視確認				
		表示灯確認				
		自動制御確認				
		警報確認				
電灯設備		目視確認				
換気設備		目視確認				
室内清掃						
【屋外設備】						
受水槽	水位電極確認含む	外観目視確認・マンホール開放による内部確認				
配管・電気		目視確認				
流量計		送水量（積算）確認	m³			
信号中継盤		目視確認				
貯水槽	水位電極確認含む	マンホール開放による内部確認				

点検結果総評・指摘事項等

測定項目

(令和6年11月25日現在)

No.	項目	基準値
1	一般細菌	100 個／ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／l以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／l以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／l以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／l以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／l以下
8	六価クロム化合物	0.02 mg／l以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／l以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／l以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／l以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／l以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg／l以下
14	四塩化炭素	0.002 mg／l以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg／l以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg／l以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg／l以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／l以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／l以下
20	ベンゼン	0.01 mg／l以下
21	亜鉛及びその化合物	1.0 mg／l以下
22	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／l以下
23	鉄及びその化合物	0.3 mg／l以下
24	銅及びその化合物	1.0 mg／l以下
25	ナトリウム及びその化合物	200 mg／l以下
26	マンガン及びその化合物	0.05 mg／l以下
27	塩化物イオン	200 mg／l以下
28	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／l以下
29	蒸発残留物	500 mg／l以下
30	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／l以下
31	ジオスミン	0.00001 mg／l以下
32	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg／l以下
33	非イオン界面活性剤	0.02 mg／l以下
34	フェノール類	0.005 mg／l以下
35	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg／l以下
36	pH値	5.8 ～ 8.6
37	臭気	異常でないこと
38	色度	5 度以下
39	濁度	2 度以下